

京町家相談員 登録者名簿（区分別）

■ 京町家相談員 弁護士 ■

登録番号	氏名	資格名称 登録年月日	その他保有資格
第 18 弁 001 号	大倉 英士	弁護士 平成 14 年 10 月 5 日	
第 18 弁 002 号	小町 崇幸	弁護士 平成 21 年 12 月 17 日	
第 18 弁 003 号	玉村 匡	弁護士 平成 11 年 4 月 1 日	
第 18 弁 004 号	中出 威一郎	弁護士 平成 23 年 8 月 25 日	
第 18 弁 005 号	東岡 由希子	弁護士 平成 24 年 1 月 1 日	
第 21 弁 001 号	齋藤 亮介	弁護士 平成 27 年 1 月 1 日	

■ 京町家相談員

■ 弁護士

ふりがな 氏名	おおくら ひでし
	大倉 英士
登録番号	第 18 弁 001 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	弁護士
	登録番号	29673
	登録年月日	平成 14 年 10 月 5 日
その他保有資格		

事業参画理由	優れた建築物である京町家には先人の知恵が詰まっています。できるだけ多くの京町家を後世に残すお力になりたいと考え、参画させていただきました。
自己 P R	京都で育ち、弁護士としても環境問題に力を入れて取り組んできました。1軒でも多くの京町家が残るよう、町家を残したいと考えておられる方を法的側面からサポートさせていただきます。

■ 京町家相談員

■ 弁護士

ふりがな 氏名	こまち たかゆき
	小町 崇幸
登録番号	第 18 弁 002 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	弁護士
	登録番号	40068
	登録年月日	平成 21 年 12 月 17 日
その他保有資格		

事業参画理由	市民の文化資源であり、かつ、観光資源ともなる貴重な京町家の保全は、喫緊の課題であるため。
自己 P R	京町家の保全に関する法制度の解釈や運用を十分に理解し、法制度を最大限に活用することで、京町家の保全に尽力したいです。

■ 京町家相談員

■ 弁護士

ふりがな 氏名	たまむらまさし
	玉村 匡
登録番号	第 18 弁 003 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	弁護士
	登録番号	26965
	登録年月日	平成 11 年 4 月 1 日
その他保有資格		

事業参画理由	<p>弁護士会の活動として 20 年来町家の保全に関わってきました。その経験を活かせればと思い参加を希望しました。</p>
自己 P R	<p>これまでの活動を通じて、建築士や工務店をはじめとする町家保全に造詣の深い専門家の方々とのつながりを活かして、より実効性のあるサポートができるものと思っています。</p>

■ 京町家相談員

■ 弁護士

ふりがな 氏名	なかでいいちろう
	中出 威一郎
登録番号	第 18 弁 004 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	弁護士
	登録番号	44089
	登録年月日	平成 23 年 8 月 25 日
その他保有資格		

事業参画理由	<p>京都で生まれ、これまで京都の歴史・文化に触れて生活してきた中で、京町家による京の町並みを将来に残すため、伝統的な京町家を守り有効利用するための取組みに助力したいとの思いから。</p>
自己 P R	<p>これまで京町家にまつわる法的問題に関わる機会がありました。(京町家の空家問題、近隣問題、相続問題、たてかえ問題等。) 弁護士として、京町家にまつわる法的問題についてじっくりと相談させていただき、わかりやすく適切にアドバイスすることで問題解決に協力させていただきます。</p>

■ 京町家相談員

■ 弁護士

ふりがな 氏名	ひがしおかゆきこ
	東岡 由希子
登録番号	第 18 弁 005 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	弁護士
	登録番号	45086
	登録年月日	平成 24 年 1 月 1 日
その他保有資格		

事業参画理由	空家問題は深刻化しております。現在福知山市の空家対策協議会の委員を務めておりますが、居住地の京都でもお役に立てればと思い、応募いたしました。
自己 P R	京町家は京都の財産です。相続や空家をめぐる問題等を様々な角度からアドバイスさせていただき、町家の利活用のお手伝いをさせていただきたいと思っております。

■ 京町家相談員

■ 弁護士

ふりがな 氏名	さいとうりょうすけ
	齋藤 亮介
登録番号	第 21 弁 001 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	弁護士
	登録番号	51608
	登録年月日	平成 27 年 1 月 1 日
その他保有資格		

事業参画理由	京町家の保全・継承が京都という都市の重要な資源（文化・観光という面のみならず、企業の進出や有望な人材の流入など京都にさまざまな投資を呼び込む経済的基盤そのもの。）であると考えているため。また、それにもかかわらず、不動産・建築関係案件を扱うに際し、京町家の取壊し事例に多数接してきたことから、保全・継承に関与したいと考えたため。
自己 P R	不動産法務・建築関係紛争を数多く手掛けた経験があり、京町家に関する法的問題を解決した経験も多数あります。その他、行政法務に関しては元・京都市職員としての勤務経験や、現・同志社大学講師としての執務経験があります。